

これからの
暮らしに

マイナ保険証

令和6年12月1日をもって組合員証・被扶養者証の新規交付及び再交付が終了し、医療機関等における公的医療保険の資格確認は、マイナ保険証を利用して行うことが基本となりました。

マイナ保険証を利用できない方は、当共済組合から新たに交付する資格確認書を医療機関等においてご利用いただくことで、これまでどおりの自己負担額で保険診療を受けられます。

また、公的医療保険の資格に関する情報を簡単に確認できるように、組合員・被扶養者の皆さまに資格情報のお知らせをお送りいたします。



Q マイナ保険証ってなに？

A 健康保険証としての登録をしたマイナンバーカードのことです。
医療機関等でマイナ保険証をお使いになるとメリットがありますので、利用登録がまだの方はお早めの登録がおすすめです。



Q どんなメリットがあるの？

A データに基づくより良い医療が受けられる、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるなど、さまざまなメリットがあります。

Q 健康保険証はもう使えないの？

A 公立学校共済組合では、加入時に交付される組合員証や被扶養者証などが健康保険証に相当します。これらは、令和6年12月1日をもって新規交付・再交付が終了しましたが、令和7年12月1日までは医療機関等で使えますので、それまでの間、捨てずにお持ちください。

Q 資格確認書ってなに？

A マイナ保険証を利用できない方が、医療機関等を受診する際に利用するものです。原則は皆さまからの申請に基づき交付されますが、所属している支部で、マイナ保険証を利用できない方であることを確認できた場合は、申請なしで交付されます。

Q 資格情報のお知らせってなに？

A 組合員・被扶養者の皆さまが、ご自身の公的医療保険に関する資格情報を簡単に確認できるように通知されるものです。右下の点線に沿って切り取ったうえで、マイナ保険証とセットにしておくのがオススメです。

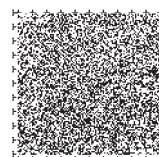
Point

- ★マイナ保険証は、利用登録が必要です。
- ★組合員証・被扶養者証は令和7年12月1日まで医療機関等で利用できるため、捨てずにお持ちください。
- ★資格確認書・資格情報のお知らせについての詳細は、裏面をご覧ください。



公立学校共済組合

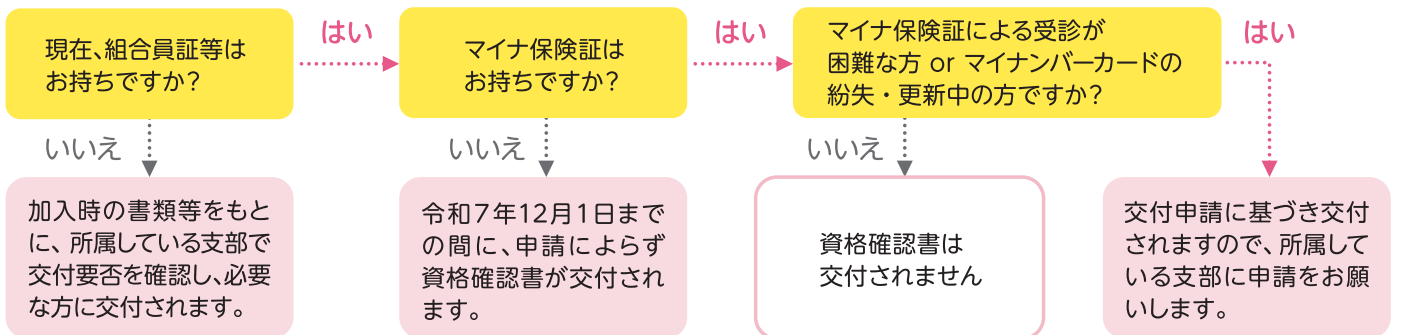
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS



資格確認書

見本

- 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない方が医療機関等を受診する際、加入する公的医療保険の資格を証明するものです。
- 組合員証・被扶養者証をお持ちの方で、マイナ保険証を利用できない方には、令和7年12月1日までに、原則として申請によらず、所属している支部から資格確認書を交付します。
- 資格確認書の交付を受けるために、所属している支部への申請が必要な場合があります。申請が必要かどうかは、以下の図をご確認ください。



※具体的な交付手続きは、所属している支部にお問い合わせください。

資格情報のお知らせ

見本

- 資格情報のお知らせは、ご自身の公的医療保険に関する資格の情報を簡単に確認できるように、所属している支部から組合員・被扶養者の皆さまに送付されるものです。
- 何らかの事情により、医療機関等においてマイナ保険証による資格確認が行えなかった場合は、マイナナンバーカードとセットで資格情報のお知らせを提示することで資格確認が可能です(注)。
- お手元に届きましたら、右下の点線に沿って切り取り、マイナナンバーカードとセットで保管することをお勧めします。

注：マイナナンバーカードとマイナポータル上の資格情報画面をセットで提示することでも資格確認が可能です。

マイナ保険証

《利用登録状況の確認方法》マイナポータルのホームタブ内「証明書」エリアから開く「健康保険証」ページにてご確認ください。登録が完了している場合は、「マイナナンバーカード利用状況」に「登録済」と表示されます。

利用登録の方法

マイナナンバーカードを申請

- 〈申請方法〉以下のいずれかの方法
- ①オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
 - ②郵便で申請する
 - ③まちなかの証明写真機から申請する

マイナナンバーカードを健康保険証として登録

- 〈利用登録の方法〉以下のいずれかの方法
- ①医療機関等の受付
(カードリーダー)で行う
 - ②「マイナポータル」から行う
 - ③セブン銀行 ATM から行う

医療機関等でマイナナンバーカードを用いて受付

- 〈受付方法〉以下①～③の手順で実施
- ①顔認証つきカードリーダーにマイナナンバーカードを置く
 - ②本人認証を行う(顔認証・暗証番号)
 - ③各種情報提供の同意選択をする

解除の方法／所属している支部への申請により、マイナ保険証の利用登録解除が可能ですので、所属している支部からの案内に従って手続きを行ってください。

マイナ制度・マイナナンバーカードについてのお問い合わせ先

マイナ保険証の
メリット等について



マイナナンバーカードの
健康保険証利用について



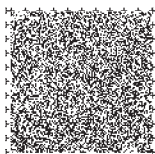
マイナ制度
フリーダイヤル

0120-95-0178

5 番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分



発行：公立学校共済組合
制作：株式会社社会保険出版社
禁無断転載

※当リーフレットの内容は、令和7年1月時点での情報を基に作成しております。

各事業の最新の情報をお届けします！

公立学校共済組合 LINE公式アカウント
友だち追加はこちら

